

平成20年度

随 時 監 査 報 告 書

平成20年6月9日提出

登米市監査委員

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第5項による随時監査

## 2 監査実施日及び対象

平成19年度に発注を行い、同年度中に完了しない工事及び工事委託業務（繰越明許、事故繰越、継続費等）を重点監査対象として、その中から次のとおり請負工事6件、委託業務1件を抽出選定した。

監査の実施日及び対象部署については下記のとおりである。

実施日	監査対象	
	対象部署	対象事業
平成20年 5月21日	水道事業所	・第24-水道8号線一部布設替他工事 ・第67-緊急時用連絡管（基幹）整備（7工区）工事
	農村整備課	・請第252号 狐穴地区施設災害復旧工事
平成20年 5月22日	下水道課	・大関浄化センター建設工事 ・請第86号平成19年度平塚地区（農集排）処理施設（本体）工事
	道路課	・請第140号小池沢線道路改良舗装工事 ・請第159号芝山1号線道路改良工事

## 3 監査執行者

監査委員 星 紘 毅

監査委員 清水上 芳 江

監査委員 佐々木 康 明

## 4 監査の方法

平成19年度に市が実施した工事を対象として、経済性、効率性、有効性の観点の主眼とし、監査基準に基づき起工からの手続き関係書類等について調査するとともに、関係職員から事業概要の聴取及び実査を行った。

## 5 監査結果

(1) 全般的事項

災害復旧に係る工事の繰越が少なく、前年度に比べて全体での繰越事業件数は減少している。繰越明許費の議決を得た事業では、契約時期が年度の後半になり、関係機関との調整協議に時間を要し十分な工期がとれないこと等が主な理由で繰越となっている。繰越された事業については、平成20年度の事務事業の執行を計画的かつ適正に遂行していくためにも早期に完了を目指す必要がある。また、平成20年度において、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の特別会計が廃止され下水道事業特別会計に引き継がれたことで、通常であれば繰越明許費として予算議決される事務事業について、債務負担行為として議決されているが、計画的かつ適正な事務事業の執行に努められたい。

繰越明許費による予算の繰越し制度の活用については、適正に行われているが、会計年度独立の原則（地方自治法第208条）に沿って事務事業の執行に当られたい。

また、契約事務において、建設工事予定価格の事前公表試行実施、建設工事入札後審査（郵便）方式条件付一般競争入札試行実施を行っているが、入札・契約事務の効率化・透明性・公平性の向上を図るために試行実施結果を検証され、今後の事務処理に反映されることを期待するものである。

なお、監査を行なった個別事業についての意見は次のとおりである。

## (2) 個別事項

### ・第24-水道8号線一部布設替他工事

事業概要	宮城県が施行する道路改良工事に併せて配水管の布設替工事をするもの 布設配水管 Φ250mm	
契約業者名	株式会社菅慶	
契約金額	当初	26,040,000 円
	変更	25,323,900 円
契約月日	当初	平成19年12月27日
	変更	平成20年 2月26日
工期	当初	平成19年12月28日から
		平成20年 2月29日まで
	変更	平成20年 4月25日まで
繰越方法	地方公営企業法第26条第1項に基づく繰越(建設改良)	
監査意見	支出負担行為として整理する時期は、契約を締結するときとされているので注意されたい。 監督員の通知は、適切な時期に行われたい。	

・第 67－緊急時用連絡管（基幹）整備（7 工区）工事

事業概要	災害等における緊急時用連絡管（断水区域縮小）を布設するもの 布設延長連絡管 Φ450mm L=450m	
契約業者名	株式会社太田組	
契約金額	当初	35,700,000 円
契約月日	当初	平成 19 年 12 月 27 日
	変更	平成 20 年 2 月 28 日 平成 20 年 3 月 18 日
工期	当初	平成 19 年 12 月 28 日から 平成 20 年 2 月 29 日まで
	変更	平成 20 年 3 月 31 日まで 平成 20 年 4 月 30 日まで
繰越方法	地方公営企業法第 26 条第 1 項に基づく繰越(建設改良)	
監査意見	支出負担行為として整理する時期は、契約を締結するときとされているので注意されたい。 監督員の通知は、適切な時期に行われたい。	

・請第 252 号狐穴地区施設災害復旧工事

事業概要	水路復旧工事 Σ L = 39 m	
契約業者名	有限会社マルイチ	
契約金額	当初	3,097,000 円
契約月日	当初	平成 20 年 2 月 5 日
	変更	平成 20 年 3 月 18 日
工期	当初	平成 20 年 2 月 6 日から 平成 20 年 3 月 21 日まで
	変更	平成 20 年 5 月 9 日まで
繰越方法	繰越明許	
監査意見	国庫補助事業に決定し、単独事業から補助事業への補正予算での組替・受注生産による資材の入手に時間を要して、繰越となっているが、手続等については概ね適正に執行されていると認められる。	

・大関浄化センター建設工事

事業概要	土木工事、建築機械設備工事、電気設備工事、ポンプ設備 嫌気槽設備、好気槽設備、水処理運転操作計装設備、 ポンプ運転操作計装設備	
契約業者名	地方共同法人日本下水道事業団	
契約金額	当初	260,000,000 円
契約月日	当初	平成19年10月 5日
	変更	平成19年12月25日
	変更	平成20年 3月28日
工期	当初	平成19年10月 5日から
		平成20年 3月31日まで
	変更	平成20年 7月31日まで
繰越方法	債務負担行為（公共下水道事業特別会計が廃止され、下水道事業会計に引き継がれることによる）	
監査意見	基本協定、実施協定に基づき概ね適正に執行されている。	

・請第86号平成19年度平塚地区（農集排）処理施設（本体）工事

事業概要	土木工事、電気設備工事、機械設備工事	
契約業者名	株式会社浅野工務店	
契約金額	当初	108,675,000 円
契約月日	当初	平成19年 9月25日
	変更	平成20年 3月10日
	変更	平成20年 3月28日
工期	当初	平成19年 9月26日から
		平成20年 3月14日まで
	変更	平成20年 3月31日まで
	変更	平成20年 5月20日まで
繰越方法	債務負担行為（農業集落排水事業特別会計が廃止され、下水道事業会計に引き継がれることによる）	
監査意見	隣接の涌谷町の一部を含む区域で事前調査及び地権者との調整に時間を要して、繰越すことになったが、概ね適正に執行されていると認められる。	

・請第 140 号小池沢線道路改良舗装工事

事業概要	道路改良舗装延長 L=418.046m 土工、排水工、舗装工、安全施設工	
契約業者名	佐久田建設株式会社	
契約金額	当初	25,830,000 円
	変更	29,578,500 円
契約月日	当初	平成 19 年 11 月 28 日
	変更	平成 20 年 3 月 12 日
工期	当初	平成 19 年 11 月 29 日から
		平成 20 年 3 月 21 日まで
	変更	平成 20 年 5 月 30 日まで
繰越方法	繰越明許	
監査意見	合併以前の事業の継続で過疎債の活用等平成 21 年度までの事業計画に沿って、概ね適正に執行されていると認められる。今後も北上川河川改修計画との調整等計画的な執行に努められたい。	

・請第 159 号芝山 1 号線道路改良工事

事業概要	地域住民の重要な生活道路の改良工事 延長 L=189.7m W=4.0m	
契約業者名	有限会社千葉建設	
契約金額	当初	14,679,000 円
	変更	16,527,000 円
契約月日	当初	平成 19 年 12 月 19 日
	変更	平成 20 年 3 月 14 日
工期	当初	平成 19 年 12 月 20 日から
		平成 20 年 3 月 21 日まで
	変更	平成 20 年 4 月 30 日まで
繰越方法	繰越明許	
監査意見	概ね適正に執行されていると認められる。	